

随意契約（相手方指定）調書

件名	令和5年度 本庁舎空調設備維持改修アドバイザー業務委託	5200405
工（納）期	令和5年10月31日	
契約締結日	令和5年5月18日	
契約金額	1,793,000円（消費税込み）	
契約相手方	株式会社石本建築事務所 東京オフィス (法人番号：6010001010636)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

## 業者選定理由書

件名	令和5年度 本庁舎空調設備維持改修アドバイザー業務委託
指名業者 (案)	名称 株式会社石本建築事務所 東京オフィス 所在地 東京都千代田区九段南四丁目6番12号 代表者 オフィス代表 白井 俊明
特命理由	<p>本件は、荒川区役所本庁舎の空調設備について、円滑な設備維持及び計画的かつ経済的な設備改修を進めるため、専門的知見による支援・助言業務について委託するものである。</p> <p>主管課では、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記の相手方を指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 本件の履行に当たっては、当設備構造の詳細を把握するとともに、不具合による業務への影響度を理解したうえで、より効果的な維持・改修方法等を検討することが求められるが、上記業者はこれまで、当設備改修に係る基本・実施設計の他、配管老朽化度調査を受託しており、状況や改修歴、課題等について熟知しているため、本件業務に円滑かつ適切に対応可能である。</p> <p>また、令和4年度に実施した同業務を受託していることから、これまでの検討内容を的確に踏まえた確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)